

令和 3 年 12 月 21 日

長野市上下水道事業管理者
上 平 敏 久 宛

長野市上下水道事業経営審議会
会長 長 瀬 一 治

水道料金について（答申）

令和 3 年 5 月 28 日付け 3 水総第 130 号で諮問のありました
このことについては、慎重に審議した結果、当審議会の意見は、
別紙のとおりです。

諮問事項に対する当審議会の考え方は、次のとおりです。

水道事業は、市民生活や社会経済活動を営む上で欠くことのできないライフラインであり、将来にわたって健全経営を継続し、安心して安全な水道水を供給することが求められている。

本格的な人口減少の進展や、節水機器の普及、企業の地下水利用への転換、加えて令和元年東日本台風災害や新型コロナウイルス感染症の影響などから、使用水量は減少しており、水道事業を取り巻く状況は厳しさを増している。

一方、耐用年数を超過する水道施設は年々増加しており、「長野市水道施設整備計画」に基づき、将来の水需要の減少を見据えた施設の統廃合及びダウンサイジングを図り、適正な規模で効率的に更新を進めていく必要がある。

また、近年、頻発化、激甚化が顕著である大規模地震や豪雨災害の発生時にも水道施設への被害を最小限に抑え、安全で良質な水を安定的に供給するためには、老朽管の更新や基幹管路及び災害時重要ルートの耐震化、浸水が想定される水道施設の耐水化などを早急に進めていく必要がある。

上下水道局が作成した今後 50 年間の経営見通しによると、50 年後の給水人口は現在の約 6 割まで減少し、使用水量も同様に減少する見込みで、現行料金を継続した場合、料金算定期間においては、資産維持率 0.5%を超える資産維持費を含む利益を確保することはできるものの、水道料金収入の減少により令和 19 年度には赤字経営となり、令和 37 年度には補填財源の不足が見込まれるなど厳しい経営状況を迎えることが想定される。

このため、健全経営を維持していくには、更なる経費削減に努めるほか、デジタル技術を活用した維持管理の効率化など一層

の企業努力に取り組むとともに、中長期的な収支について勘案した上で、投資と財源の均衡を図りながら、定期的な水道料金の見直しにより老朽管の更新や耐震化財源を確保していく必要がある。

一方では、令和元年東日本台風災害や新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けている市民生活や企業活動への配慮も必要な状況となっており、水道料金の見直しで利用者の経済的負担を更に増すことは、可能な限り避けるべきと考える。

については、将来を見据えた定期的な水道料金の見直しの必要性はあるものの、現行料金で料金算定期間においては必要な利益を確保できる見込みとなっていることから、令和元年東日本台風災害や新型コロナウイルス感染症による市民生活や企業活動への影響に配慮し、今回の見直しでは、水道料金を据え置くことが適当であると判断される。

以上の考え方にに基づき、下記のとおり答申します。

記

1 水道料金について

- (1) 料金算定期間は、令和4年度から令和6年度までの3年間とする。
- (2) 水道料金は、据え置きとする。

2 附帯意見

- (1) 長野市水道事業経営戦略に基づき、より一層の経営効率化と経費削減を図り、適正かつ健全な経営の継続に努めること。

- (2) 将来世代の負担を軽減するため、借入金利の動向も勘案しながら、企業債借入額の抑制に努めること。
- (3) 今回作成した経営見通しの事後検証を実施し、定期的に水道料金の見直しを行うこと。
- (4) 人口減少社会においても持続可能な水道事業経営とするため、基盤強化に向けた広域化、広域連携について引き続き検討を進めること。

水道料金表

(1月につき、単位：円)

用 途		メーターの 口径 (mm)	基 本 料 金		水 量 料 金			
			使用水量	料 金		使用水量 (m³)	料金 (1 m³につき)	
				(税抜き)	(税込み)		(税抜き)	(税込み)
一 般 用	13		1,090.00	1,199.00	1～10	62.00	68.20	
	20		1,500.00	1,650.00	11～20	159.00	174.90	
	25		1,920.00	2,112.00	21～30	172.00	189.20	
	30		2,320.00	2,552.00	31～50	196.00	215.60	
					51～100	228.00	250.80	
					101以上	245.00	269.50	
	40		3,970.00	4,367.00	1～50	186.00	204.60	
	50		7,820.00	8,602.00	51～100	241.00	265.10	
	75		16,160.00	17,776.00	101以上	245.00	269.50	
	100		30,400.00	33,440.00				
	150		78,760.00	86,636.00				
	200		156,120.00	171,732.00				
	350		634,290.00	697,719.00				
公衆浴場用		13		930.00	1,023.00	1～1,200	42.00	46.20
		20		1,280.00	1,408.00	1,201以上	94.00	103.40
		25		1,630.00	1,793.00			
		30		1,970.00	2,167.00			
		40		3,340.00	3,674.00			
		50		6,580.00	7,238.00			
別荘用	飯綱高原 地区		10m³まで	3,550.00	3,905.00	11～20	185.00	203.50
						21～40	210.00	231.00
						41～100	240.00	264.00
						101以上	270.00	297.00
	飯綱高原 地区以外 の地区		10m³まで	2,050.00	2,255.00	11以上	175.00	192.50

審議会における水道料金の答申経過

審議年度	平均改定率	改定適用 年 月 日	一般家庭料金(1ヵ月20m ³ 使用時) (料金は、メーター口径13mmの場合とする)		備 考
			料金(税抜き)	改定率	
昭和50年度	27.2%引上げ	昭和51年4月1日	1,216円	26.7%	
昭和55年度	38.0%引上げ	昭和55年10月1日	1,697円	39.5%	
昭和56年度	20.25%引上げ	昭和57年4月1日	2,041円	20.3%	
昭和62年度	11.5%引上げ	昭和63年4月1日	2,331円	14.2%	
平成6年度	8.62%引上げ	平成7年5月1日	2,560円	9.8%	以降3年毎に料金を見直す事とした
平成9年度	据え置き	—	2,560円	—	
平成12年度	据え置き	—	2,560円	—	
平成15年度	据え置き	—	2,560円	—	
平成18年度	据え置き	—	2,560円	—	
平成21年度	9.73%引上げ	平成22年6月1日	2,820円	10.2%	市議会建設企業委員会からの意見により、平均7.71%の引き上げとした
平成24年度	7.86%引上げ	平成25年6月1日	3,140円	11.3%	
平成28年度	5.49%引上げ	平成29年6月1日	3,300円	5.09%	
令和3年度	据え置き	—	3,300円	—	令和2年度が見直しの年であったが、新型コロナウイルスの影響のため、令和3年度に延期した

消費税改正の推移	平成元年 4月1日	3 %
	平成9年 4月1日	5 %
	平成26年 4月1日	8 %
	令和元年10月1日	10%